

自動車総合共済MAP

ファミリーバイク特約

正式名称：原動機付自転車に関する特約

補償内容

ご契約者様や同居のご家族が所有、使用または管理する原動機付自転車※1を
運転中に生じた、対人事故・対物事故・自損事故・無共済（保険）車事故※2
について、本特約を付帯したご契約の対象の自動車とみなして、主契約の内
容に応じた補償※3をいたします。

ご契約者様または同居の
ご家族の所有の原付なら
何台でもOK

年齢条件
適用無し

この特約のみ共済金のお支払いの場合
翌年度の
等級ダウン無し

レンタカーを除く
借りた
原付でもOK

自賠責共済（保険）
では支払われない
対物事故も補償



(1) ～ (3) の全てを満たすご契約に付帯できます

- (1) 対象車種：自家用普通自動車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車・自家用普通貨物車（最大積載量0.5ト以下または最大積載量0.5ト超2ト以下）・自家用小型貨物車・自家用軽四輪貨物車・特種用途自動車（キャンピング車）
- (2) 主契約に対人賠償・対物賠償・自損事故・無共済車傷害がすべて付帯されていること。
- (3) 主契約の記名被共済者、被共済車の所有者がともに個人であることかつノンフリート契約であること。

詳しくは、取扱組合または取扱代理所へお問い合わせください。

※1 「原動機付自転車」とは総排気量125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下の二輪自動車、総排気量が50cc以下または定格出力0.60キロワット以下の二輪自動車（側車付きを含み、キャタピラ・ソリ付きを除く）および三輪車をいいます。

※2 自損事故については死亡共済金1,500万円、後遺傷害共済金、介護費用共済金、医療共済金（入院：1日6,000円、通院：1日4,000円）をお支払いし、無共済（保険）事故については、死亡共済金および後遺傷害共済金をお支払いいたします。

※3 補償内容には、原動機付自転車の車両損害、人身傷害および搭乗者傷害、ロードアシスタンス特約は含みません。

●取扱組合

●お問い合わせ・お申込み先

長崎県火災共済協同組合

〒850-0031 長崎県長崎市桜町4-1（長崎商工会館8階）

☎ 095(822)9695 FAX 095(822)9637